

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

準備書面(35)

2020年3月11日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

目次

第1 台場浜トレンチ破砕帯問題について（被告第3 1準備書面、第1・2への反論）	3
1 台場浜トレンチ破砕部と「ボーリング13 - 2」地点（以下「No. 13孔」という。）とは連続していると考えべきであること	3
2 ピア・レビュー会合において、有識者らが台場浜トレンチの破砕部が破砕部13 - 2まで到達しないと判断などしていないこと	4
3 原子力規制委員会は、本件設置変更許可処分に当たって、台場浜トレンチ破砕部の南方への連続性について検討していないこと	7
第2 原告適格について（国の第3 2準備書面・第1～第3への反論）	8
1 被告の主張の概要	8
2 原告らの反論	9
3 結論	11

本準備書面では、被告の第31準備書面、第32準備書面に反論する。なお、被告の第31準備書面・第1・1、第2に対する反論は別途準備する。

第1 台場浜トレンチ破砕帯問題について（被告第31準備書面、第1・2への反論）

1 台場浜トレンチ破砕部と「ボーリング13-2」地点（以下「No.13孔」という。）とは連続していると考えべきであること

（1）被告の主張

被告は、破砕部aについては、それが南方に延伸した場合に出現されると想定されるNo.33孔において破砕部が認められないこと、破砕部bについても、それが南方に延伸した場合に出現されると想定される複数のボーリング孔（No.10孔、No.11孔、No.12孔及びNo.35孔）において破砕部bと連続すると考えられる破砕部が認められないことからすれば、これらの台場浜トレンチ破砕部からの連続性が否定された地点よりも南方に位置するNo.13孔への連続性も当然に否定されていると主張する（被告第31準備書面第1・2・7～10ページ）。

（2）原告らの反論

しかしながら、かかる被告の主張は、破砕部a及び破砕部bを直線的に南方に延伸した場所であるNo.33孔及びNo.10、No.11、No.12、No.36において、破砕部a及び破砕部bとの連続性がない可能性があるということに過ぎない。

破砕部a及び破砕部bが必ずしも直線的に南方に伸びているというわけではないことからすれば、破砕部a及び破砕部bと上記各孔とに連続性が認められないからといって、破砕部a及び破砕部bとNo.13孔との連続性が否定されるわけではないことは明白である。

むしろ、大飯破碎帯有識者会合のピア・レビュー会合において、有識者として参加していた吉岡敏和氏（産業技術総合研究所活断層・地震研究センター活断層評価研究チーム長）（以下「吉岡氏」という。）が、「No. 13の記載が非常に気になって、ちょうど台場浜の延長辺りに来るんじゃないかと思うんですけど、そこで逆断層が見えているというような記載で、その後、何もそれに対するフォローがないですね。」として、No. 13孔が破碎部bの延長線辺りに位置すること、及び、破碎部bとNo. 13孔とがともに逆断層センスの条線を持つことから連続性が認められるのではないかと具体的理由を示し指摘を行っているのである（甲第116号証・44ページ）。

そして、吉岡氏のかかる指摘を受け、ピア・レビュー会合の座長である石渡明氏（日本地質学会会長）（以下「石渡氏」という。）が「では、今、そういう指摘があったということで、ちょっとそれについては、ご検討をいただくということで、よろしくお願いします。」と、検討事項として明言しているにもかかわらず（甲第116号証・45ページ）、その後、破碎部bとNo. 13孔との連続性についての調査は行われていないのである。

したがって、安全側に考慮すれば、破碎部bとNo. 13孔の連続性について否定されていない以上、台場浜トレンチ破碎帯とNo. 13孔とは連続しているものと考えべきである。

2 ピア・レビュー会合において、有識者らが台場浜トレンチの破碎部が破碎部13-2まで到達しないと判断などしていないこと

（1）被告の主張

この点、被告は、大飯破碎帯有識者会合のピア・レビュー会合において、有識者らが台場浜トレンチの破碎部が破碎部13-2まで到達しないことを、同破碎部より北方で実施されたボーリングデータに基づいて判断していると主張する（被告第31準備書面第1.2.10～11ページ）。

（2）原告らの反論

ア 被告の上記主張の根拠

被告の上記主張は、ピア・レビュー会合での、渡辺満久氏（東洋大学社会学部教授）（以下「渡辺氏」という。）の「問題は、そいつが重要施設と交わるかどうかが一番重要で、ここでは結果しか書いていないんですよ。連続はそこへ行っていないというのが。だから、なぜそこに行っていないかと言う理由がここで書かれていれば、それでいいんだと思います。ボーリングでわからなかったとか、山頂トレンチではそれに対応するのが見えなかったとか、それで十分だと思います。」（甲第116号証・44ページ）、及び、「その（No. 13孔の）北にあるボーリングコアに（台場浜トレンチ破砕部と連続性を有する破砕部が）ないんだということが一番大きな根拠だったような気がしていますが。とにかくここまでは連続しないという、そういうことになっていたと思います。」（甲第116号証・45ページ、括弧書きの箇所は原告ら訴訟代理人による。）を根拠としている。

イ について

渡辺氏の「連続はそこへ行っていないというのが。」という発言の「そこ」は耐震重要施設を指すわけでもないし、No. 13孔を指すわけでもないことは、ピア・レビュー会合で検討対象となった「大飯発電所の敷地内破砕帯に関する評価書案」（乙第212号証）（以下「ピア・レビュー会合評価書案」という。）の内容を見れば明らかである。

すなわち、ピア・レビュー会合評価書案には、「台場浜トレンチの破砕部はF-6破砕帯とは連続しない」（乙第212号証・23ページ）と結論付けられているように台場浜トレンチ破砕部とF-6破砕帯の連続性についての検討が主であり、台場浜トレンチ破砕部が南方へ延長しないことなど触れられていない。

したがって、ピア・レビュー会合評価書案の内容を踏まえれば、渡辺

氏の「連続はそこへ行っていないというのが。」という発言の「そこ」とはF - 6 破碎帯と考えられ、そうすれば、かかる渡辺氏の発言は、台場浜トレンチ破碎部が南方へ延長しないことは全く無関係の発言であり、被告の上記主張の根拠たり得ないことは明らかである。

ウ について

渡辺氏の 発言については、渡辺氏本人も認めているように明確な記憶に基づく発言ではなく（乙第212号証・45ページ、「すみません。ちょっとうる覚えなので」）、現に、ピア・レビュー会合評価書案に、台場浜トレンチ破碎部がNo. 13孔まで連続しないとの結論など述べられていない（乙第212号証）。

したがって、かかる渡辺氏の発言は、あいまいな記憶に基づく発言であり、被告の上記主張の根拠たり得ないことは明らかである。

エ 有識者会合の結論について

この点、被告は、「ピア・レビュー会合評価書案につき、結論の記載だけでなく理由や根拠を追記する方向で改善する旨の議論を行っていたのである。」と述べている（被告第31準備書面第1.2(2)・11頁）。

しかし、有識者会合のピア・レビュー会合後の最終的な報告書（乙49号証「関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について」平成26年2月12日付）では、台場浜トレンチで確認された破碎帯について、「ただし、これら堆積層にずれを生じさせている面の南方への連続性については、確認が必要ではないかとの意見もあった。」と記載されているだけで、台場浜トレンチの破碎部が破碎部13 - 2まで到達しないことについての理由、根拠などの追記も行われていないのである。

このことから、ピア・レビュー会合において、有識者らが台場浜トレンチの破碎部が破碎部13 - 2まで到達しないと判断などしていないことは明らかである。

オ 小括

以上より，かかる被告の主張は理由がなく，ピア・レビュー会合において，有識者らが台場浜トレンチの破砕部が破砕部 13 - 2 まで到達しないと判断などしていないことは明らかである。

3 原子力規制委員会は，本件設置変更許可処分に当たって，台場浜トレンチ破砕部の南方への連続性について検討していないこと

(1) 被告の主張

この点，被告は，原子力規制委員会は，本件設置変更許可処分に当たって，台場浜トレンチ破砕部の南方への連続性について検討していると主張する。

(2) 原告らの反論

しかしながら，原告らが主張しているのは，平成 25 年 12 月 27 日に行われたピア・レビュー会合で，吉岡氏が破砕部 b と No. 13 孔とが連続している可能性があることに言及し，同会合の座長である石渡氏が検討を要する事項であると明言したにもかかわらず，その後，破砕部 b と No. 13 孔との連続性についての調査は行われていないということである。

確かに，本件適合性審査の資料には，台場浜トレンチ破砕部の平面分布に係る検討内容及び結果が記載され（乙第 176 号証・122～130 ページ，乙第 211 号証・132～153 ページ），原子力規制委員会はかかる資料を確認しているものと思われるが，この資料には，No. 13 孔の北側にあるボーリング孔 No. 10，11，12，35 と破砕部 b とが連続していないということを示しているに過ぎず，破砕部 b と No. 13 孔との連続性についての調査結果は記載されていないのである。

以上のように，破砕部 b と No. 13 孔の連続性について原子力規制委員会は現在に至るまで何らの検討を行っていないことは明らかであって，破砕部 b と No. 13 孔の連続性について否定されていない以上，安全側に考慮して，台場浜トレンチ破砕部と No. 13 孔とは連続しているものとするべ

きである。

第2 原告適格について（国の第32準備書面・第1～第3への反論）

1 被告の主張の概要

(1) 被告は、「もんじゅ最高裁判決」(最判1992(H4).9.22)を前提として、原告適格の判断に際しての考慮事項として、設置許可基準規則が原子力施設近傍の地域・住民や環境の保護を図ったものであり、重大事故対策において格納容器外に放出する放射性物質の量をセシウム137で100テラベクレルを下回る量としていること、原子力災害対策特別措置法(原災法)及び原子力災害対策指針(原災指針)の趣旨が原子炉等規制法と補完し合うものであり、原災指針が「PAZ」として原子炉施設からおおむね半径5キロ、「UPZ」として原子炉施設からおおむね半径30キロを定めており、「UPZ」の設定についてはある一定程度の被ばくを許容しているとの考えに基づいていることを挙げる。

(2) さらに、東海第二原発の設置許可処分取消訴訟に関する下級審判決(東京高判2001(H13).7.4)においても、原子炉施設から100キロメートル余りに居住する者について原告適格を否定したものがあつ旨を主張している。

その上で、被告は、「原告らのうち本件各原子炉施設から相当遠隔地に居住する者」については原告らにおいて原告適格を基礎づける事実について立証がなく、それらについては原告適格が認められない旨を主張している。

(3) さらに、被告は、原告らがICRP勧告に基づいて原告適格を主張することについて、ICRPの年間1ミリシーベルトの勧告が、いわゆるALARAの原則に基づくものであり、緊急時の被ばくについては20ミリシ

ーベルトから100ミリシーベルトとしていることを主張し、原告らがICRP勧告を正解しないとも論難する。

2 原告らの反論

(1) 行訴法9条1項は、処分取消訴訟の原告適格について、当該処分又は裁判の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる」と規定し、同条2項は、法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁判がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとしている。

本件処分は、原子炉等規制法43条の3の8第1項に基づく発電用原子炉の設置変更許可処分である。そして、本件における原告らの「法律上の利益」は、そもそも原子力事故によっていわれない被ばくをしないというものである。原子炉等規制法は、災害の防止、公共の安全をもその目的とする(同法1条)。

(2) 被告は、PAZやUPZの概念の説明の中である一定程度の被ばくを許容している旨を述べ、あたかも、原子力事故に際して住民はある一定程度の被ばくを甘受しなければならず、原告適格が認められる範囲を縮小しようとするような言説を取っているが、明らかに不当である。

一連の、いわゆる避難者訴訟の判決においても、被ばく線量について被告の言うような枠組みを取らないものが多数ある。

ア 例えば、京都地判2018(H30).3.15(以下「避難者訴訟京都判決」という)は、低線量被ばくに関して、その科学的知見は未解明の部分が多く、避難指示基準である年20ミリシーベルト以下を理由とした避難すべてが相当ではないといえない、とする。避難者訴訟京都

判決によれば、年20ミリシーベルト超は、避難指示の基準であり、放射線に対する安全性を示す基準ではない。つまり、ICRP（国際放射線防護委員会）は、1977年勧告で、LNT（線形しきい値なし）モデルを採用し、100ミリシーベルト以下の低線量領域においても、がん発生の確率的影響のリスクは直線的に増加する、としている。こうして、避難者訴訟京都判決は、LNT仮説に依拠し、100ミリシーベルト以下の低線量のもとでも、健康影響がないとはいえない、としている。

イ 前橋地判2017（H29）. 3 . 17（以下「避難者訴訟前橋判決」という）も、ICRPではLNTモデルが採用され、それに基づき「科学的にも説得力ある勧告」がされており、年20ミリシーベルト以下の被ばくによる「健康被害を懸念することが科学的に不適切」とはいえない、としている。

ウ また、千葉地判2017（H29）. 9 . 22（以下「避難者訴訟千葉判決」という）も、ICRPがLNTモデルを採用していることにもみられるように、「100mSv以下の放射線被ばくにより、健康被害が生じるリスクがない」ことは「科学的に証明されていない」としている（一連の避難者訴訟の内容の概要について、甲210）。

エ 被告の主張は、避難の必要性についての判断基準と、原告適格において考慮すべき健康被害の問題を混同しているものであり、当を得ない。

(3) また、被告は、重大事故対策における格納容器外に放出する放射性物質の量が、セシウム137で100テラベクレルを下回る量である、と主張しているが、この目標値は、実際に発生した福島第一原発事故との対比では少ない値である。

環境省の資料（甲211）によると、福島第一原発事故で放出されたセシウム137の量は、15ペタベクレルに及ぶという。「ペタ」とは「テ

ラ」の千倍なので、福島第一原発事故では1万5000テラベクレルのセシウム137が放出された、ということになる。

3 結論

以上より、本件における原告適格の基準は、年間被ばく線量1ミリシーベルトに置くべきであり、これまで主張してきたとおり、本件原発が福島第一原発事故のような重大事故を引き起こした際には、規制庁シミュレーションの結果によると全ての原告について1ミリシーベルト以上の被ばくの可能性が認められるのであるから、原告ら全員について原告適格が認められる。

以上